

お知らせ

次のとおり総合評価落札方式による特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の公募型指名競争入札を執行します。

令和8年10月09日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に付する事項

本件は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格および価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者(以下「評価対象入札者」という。)のうち、最も評価の高い者を落札者として決定する総合評価落札方式の適用対象工事である。

契約番号	0000000569
工事名	秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校機械設備工事
工事場所	システム画面「工事または履行・納入場所」に表示のとおり
工事概要	設計図書(金抜き設計書)1ページのとおり
工事期限	令和11年06月29日(金) ※システム画面には時刻まで表示されているがシステム入力 of 都合上のものである
予定価格	2,268,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
入札参加要件 (共同企業体)	(1) 共同企業体の結成は、次項に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社又は4社による自主結成とする。 (2) 各構成員の出資比率は、3社の場合は20パーセント以上、4社の場合は15パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
入札参加要件 (共同企業体構成員)	<代表者要件> (1) 入札参加申込書の提出期限日において、秋田市の管工事A級に格付けされていること。 (2) 秋田市の指定給水装置工事事業者および指定排水設備工事事業者として指定を受けていること。 (3) 管工事業における特定建設業の許可を有すること。 (4) 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。 (5) 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。 (6) 入札参加申込書の提出期限日から落札決定日までの間において、秋田市の指名停止、入札参加資格停止又は指名差し控えの措置を受けていないこと。 <代表者以外の要件>

	(1) 入札参加申込書の提出期限日において、秋田市の管工事A級に格付けされていること。 (2) 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。 (3) 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。 (4) 入札参加申込書の提出期限日から落札決定日までの間において、秋田市の指名停止、入札参加資格停止又は指名差し控えの措置を受けていないこと。
入札参加申込に関する事項	入札参加希望者は提出期限内に次項のとおり申込むこと。 電送および紙の両方での申込がない場合は参加を認めない。
入札参加申込書（電送）および入札参加資格審査申請書（紙）の提出	(1) 提出期限 システム画面「参加申込期間」に表示のとおり (2) 提出方法 ア、イの順により提出期限内に行うこと。 ア 電子入札システム（電送）での参加申込み 共同企業体の代表者が入札参加申込書を作成し添付すること。 なお、入札参加申込書は当該お知らせ文書に添付している様式（Word）を使用すること。 イ 入札参加資格審査申請書（紙）の提出 <u>アの申込後、以下の書類を秋田市契約課へ持参すること。</u> （土曜日、日曜日および祝日を除く） (ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1） (イ) 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し (ウ) 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3） (エ) 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4） (オ) 誓約書（様式5）
指名通知予定日時	システム画面「指名通知予定日」に表示のとおり
指名に関する事項	(1) 入札参加を希望する共同企業体のうち、入札参加資格を満たしている共同企業体の代表者あてに電子入札システムで指名通知するものとする。 (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その共同企業体の代表者あてには電子入札システムで非指名通知するものとする。
技術資料の提出	(1) 提出期間 指名通知書の通知日から 入札書提出期限日の前日の午後4時まで （土曜日、日曜日および祝日を除く）

	※期限日が土曜日、日曜日および祝日の場合は、前 平日の午後 4 時まで (2) 提出方法 秋田市契約課へ持参による。 (3) 技術資料様式 作成する技術資料については当該お知らせ文書に添付している 様式を使用すること。
入札書の提出	(1) 提出期間 システム画面「入札書提出期間」に表示のとおり (2) 提出方法 電子入札システムによる (3) 添付書類 工事費内訳書(Excel) および見積内訳明細書を作成して添付す ること。なお、工事費内訳書は当該お知らせ文に添付している様 式を使用すること。見積内訳明細書については任意様式とするが Excel (拡張子.xlsx 又は.xlsm に限る) 又は PDF で添付すること。
開札日時	令和 8 年 11 月 13 日(金) 午前 08:30
入札保証金	免除
仮契約予定日	令和 8 年 11 月 16 日(月)
本契約日	秋田市議会の議決を得たとき
入札方法	(1) 電子入札により執行する。 (2) 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心 得を遵守の上、入札に参加すること。 (3) 本件は、低入札価格調査制度を採用している。 (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の 端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とす るので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか を問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金 額を入札書に記載すること。 (5) 入札執行回数は、1 回を限度とする。
契約条項を示す場所	秋田市役所本庁舎 4 階契約課
入札の無効	次のいずれかに該当した入札は無効とする。 (1) 公表した予定価格を超える金額の入札 (2) 秋田市公募型指名競争入札実施要綱第 3 条、入札心得、指導事項 および当該お知らせで定めた事項に反した者の入札 (3) 入札書提出後、開札日において、秋田市建設工事入札参加者資格 審査要綱第 5 条第 4 項に規定する登録有効期間を経過し、登録業 者でなくなった者が含まれる共同企業体の入札
注意事項	(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。 (2) 提出された申込書等は返却しない。

	(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
提出書類	当該お知らせ文書に別途添付。添付のない様式は、以下を参照。 https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1041950/index.html
設計図書の閲覧	当該お知らせ文書に別途添付
問合せ先	秋田市役所総務部契約課工事契約担当 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階 電話 018-888-5438（直通）

2 総合評価に関する事項

(1) 秋田市総合評価落札方式実施要綱第5条に規定する評価方式および評価項目は、7頁から9頁まで記載の「総合評価に関する工事別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）による。

(2) 総合評価は、入札価格に基づく「価格評価点」と価格以外の評価項目に係る「技術等評価点」を加算した総合評価点をもって行う。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術等評価点}$$

(3) 価格評価点は、次式により算定する。ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合には係数（0.5）を乗じ、入札価格の低下に応じた低減措置を行う。

ア 入札価格 ≥ 調査基準価格

$$\text{価格評価点} = (100 - X) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

イ 入札価格 < 調査基準価格

$$\text{価格評価点} = (100 - X) \times [(1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格}]$$

ウ アおよびイの式において、Xは技術等評価点の配点（圧縮補正後）

(4) 技術等評価点の配点、技術等評価点の計算式、技術等評価点に関する評価項目、および基準配点は、発注概要書による。

(5) 技術資料の提出

指名された共同企業体は、総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）を提出期間内に、契約課へ提出するものとする。

なお、技術資料は、次により取り扱うものとする。

ア 技術資料は、当該お知らせ文書に別途添付しているものを使用すること。

イ 技術資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。

ウ 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。

エ 技術資料の返却は行わないものとする。

オ 技術資料のうち、施工計画その他入札参加者の競争上の地位等正当な利益を害するおそれがある事項については、公表しないものとする。

(6) 技術資料の審査

※簡易型の場合

ア 技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目および評価基準との照合について行うものとし、原則として、ヒアリングは実施しない。ただし、契約当事者が必要と認めた場合は当該評価対象入札者に説明を求めることができる。

イ 評価対象入札者の技術資料の審査については、開札後に、入札価格に基づく価格点と評価対象入札者の自己評価に基づく技術等評価点（以下「自己評価点」という。）を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は当該評価対象入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術等評価点が自己評価点を下回る場合は、当該審査後の評価点とする。

ウ 前項の審査の結果、総合評価点の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の総合評価点の最も高い者について前項の審査を行い、総合評価点の第1位の者が決定するまで同様の審査作業を繰り返すものとする。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が同点のため落札候補者が2者以上であるときは、くじにより落札候補者を決定する。

イ 次のいずれかに該当する場合を除き、総合評価点が高い落札候補者を落札者として決定する。

(ア) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(イ) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるとき。

ウ イによって落札者が決定しなかった場合は、評価対象入札者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者（次順位者が2者以上である場合は、アの方法により決定された者をいう。））を落札候補者とし、イの確認等を行うものとする。

エ 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

オ 契約当事者は、イにおいて落札候補者を落札者として決定しなかった場合は、理由を明らかにした結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

カ オの通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して10日以内に、市長に対して書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、落札候補者以外の評価対象入札者で落札者とならなかった者についても、同様に書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

- 3 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併

せて通知すること。なお、通知に当たっては以下に掲載する様式（建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知書）を使用すること。

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1041950/1041953.html>

- 4 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の対象となる場合は、契約締結後に監督員と協議すること。

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/oshirase/1052820.html>

- 5 その他定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、秋田市公契約基本条例、秋田市財務規則、秋田市要件付一般競争入札実施要綱、秋田市総合評価落札方式実施要綱および秋田市総合評価落札方式ガイドラインの定めるところによる。

総合評価に関する工事別発注概要書

○総合評価に関する事項

(秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校機械設備工事)

評価方式		簡易型		
評価点の配点	価格評価点の配点 (A)	(総合評価合計)100点－(B)15点		85点
	技術等評価点の配点 (B)	実績等評価項目(工事成績評定等13項目)の配点(B1)	9点	15点 (B1+B2+B3)
		※基準配点(b1)24点を9点に圧縮補正		
		労働環境評価項目の配点(B2)	4点	
		地元貢献評価項目の配点(B3)	2点	
評価点の計算式	価格評価点の計算式	価格評価点(C)＝(A)85点×(1－入札価格／予定価格) (※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め)		
	技術等評価点の計算式	技術等評価点(D)＝実績等評価分に係る獲得点数×B1(9点)／b1(24点)＋労働環境評価項目に係る獲得点数＋地元貢献評価項目に係る獲得点数 b1:実績等評価項目中、企業の信頼性・社会性に関する評価については、9点を6点に圧縮補正 (※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め)		
	総合評価点の計算式	総合評価点(P)＝価格評価点(C)＋技術等評価点(D)		

自己評価申請書の提出様式(必須)	「技術資料」(共同企業体)の様式1－1
------------------	---------------------

実績等評価項目 (B1)		評 価 基 準	
1	企業の同一工種における工事成績評定点	基準配点	工事成績評定の平均点が80点以上の場合 5.0点
			工事成績評定の平均点が75点以上の場合 3.5点
			工事成績評定の平均点が70点以上の場合 2.0点
			工事成績評定の平均点が65点以上の場合 0.5点
			工事成績評定の平均点が65点未満の場合 －1.0点
			工事成績評定の平均点が60点未満の場合 －2.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7－Ⅰ－1)
		同一工種	管工事
		該当年度	令和6年度および令和7年度の工事成績評定点とする
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2－1
2	企業の同一工種かつ同規模以上工事および災害復旧工事の施工実績	基準配点	5. 0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7－Ⅰ－2)
		同一工種	管工事
		該当年度	令和3年度から令和7年度までの5年間とする
		規模条件	契約金額 1,750,000千円以上(税込)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2－2
3	配置予定技術者の同一工種かつ同規模以上工事および災害復旧工事の施工実績	基準配点	5. 0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7－Ⅰ－3)
		同一工種	管工事
		該当年度	令和3年度から令和7年度までの5年間とする
		規模条件	契約金額 1,750,000千円以上(税込)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2－3
4	企業の品質マネジメントシステム(ISO9001)の認証取得	基準配点	1. 0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7－Ⅰ－4)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2－4

実績等評価項目(B1)		評 価 基 準	
5	企業の労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)の認証取得	基準配点	ISO45001の認証取得 1.0点 COHSMS:コスモスの認証取得 1.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-5)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-4
6	建設キャリアアップシステム(CCUS)登録状況	基準配点	1.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-I-6)
		提出様式	「技術資料」(単独)の様式2-4
7	企業の災害時対応に係る社会的貢献の活動実績又は秋田市との災害発生時の復旧等活動に関する協定締結状況	基準配点	災害時の活動実績 2.0点 災害発生時の復旧等活動に関する協定締結 1.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-1)
		該当年度	災害時の活動実績については 令和3年度から令和7年度までの5年間とする
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-5又は様式2-6
8	秋田市消防団協力事業所の認定	基準配点	1.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-2)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
9	企業の環境マネジメントシステム(ISO14001)、環境マネジメントシステム(エコアクション21)又はあきた環境優良事業所認定制度(ステップ2)の認証取得	基準配点	ISO14001の認証取得 1.0点 エコアクション21の認証取得 1.0点 あきた環境優良事業所認定制度(ステップ2)の認証取得・・・0.5点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-3)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-4
10	障がい者の雇用状況	基準配点	1.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-4)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
11	秋田県が実施する男女共同参画職場づくり事業における企業の加点対象者認定	基準配点	1.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-5)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
12	次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定	基準配点	次世代育成支援対策推進法等に基づく企業認定.....1.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-6)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
13	保護観察対象者等に対する就労支援等活動状況	基準配点	保護観察対象者等を雇用 1.0点 協力雇用主として登録 0.5点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-7)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6
14	エイジフレンドリーパートナー登録状況	基準配点	1.0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(7-II-8)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-6

※ 共同企業体を要件とする場合は、実績等評価項目のうち、「4」、「5」および「9」の項目については、代表者の取得状況を評価し、その他の項目については、代表者および構成員の別を問わないものとする。

労働環境評価項目 (B2)		評 価 基 準	
1	労働環境評価台帳による作業報酬額を評価	基準配点	4. 0点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(5-1)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-7および様式2-8
		履行義務	有
		履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	
		履行率に応じて、次のとおり減点する	
		・履行率が50%未満	- 8点
		・履行率が50%以上70%未満	- 5点
		・履行率が70%以上80%未満	- 2点
		・履行率が80%以上100%未満	減点なし

地元貢献評価項目 (B3)		評 価 基 準	
1	下請負の発注先 ・ 土木工事等(発注先がすべて秋田市内に本社又は本店を有している者) ・ 建築工事等(発注先がすべて秋田市内に本社、本店を有している者又は所在地が秋田市内の営業所等)	基準配点	100%市内企業等に発注 1.0点 80%以上100%未満、市内企業等に発注 0.5点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(6-1)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-7
		履行義務	有
		履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	
		履行率に応じて、次のとおり減点する	
		・履行率が50%未満	- 5点
		・履行率が50%以上70%未満	- 3点
		・履行率が70%以上80%未満	- 1点
		・履行率が80%以上100%未満	減点なし
2	資機材の調達先(すべて秋田市内に本社、本店を有している者又は所在地が秋田市内の営業所等)	基準配点	100%市内企業等に発注 1.0点 80%以上100%未満、市内企業等に発注 0.5点
		評価基準	秋田市総合評価落札方式ガイドラインによる(6-2)
		提出様式	「技術資料」(共同企業体)の様式2-7
		履行義務	有
		履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	
		履行率に応じて、次のとおり減点する	
		・履行率が50%未満	- 5点
		・履行率が50%以上70%未満	- 3点
		・履行率が70%以上80%未満	- 1点
		・履行率が80%以上100%未満	減点なし